

平成24年上尾市教育委員会11月定例会 教育長報告6

所属名 学校教育部 指導課

件 名 上尾市教育課程検討委員会の設置について	
内 容 説 明 上尾市教育課程検討委員会を設置するため、次ページのとおり、上尾市教育課程検討委員会設置要綱を制定しましたので、報告します。	
添付資料	添付資料名
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	上尾市教育課程検討委員会設置要綱

上尾市教育課程検討委員会設置要綱

平成24年11月20日
教育長 決 裁

(設置)

第1条 学習指導要領の施行に伴い、上尾市において実施する教育課程について検討するため、上尾市教育課程検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議検討を行う。

- (1) 教育課程の編成及び実施に関すること。
- (2) 教育課程の編成における諸課題に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、上尾市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 上尾市PTA連合会を代表する者
- (2) 市立小・中学校長を代表する者
- (3) 市立小・中学校教頭を代表する者
- (4) 市立小・中学校主幹教諭
- (5) 市立小・中学校教諭
- (6) 教育委員会事務局職員

(任期)

第4条 委員の任期は、平成25年5月31日までとする。委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

(関係職員の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の会議の結果について、会議終了後速やかに上尾市教育委員会教育長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝金)

第10条 市は、委員(第3条第2項第1号に掲げる委員に限る。)に対し、委員会の会議に出席した日数に応じて、予算の範囲内で謝金を支給する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、学校教育部指導課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成25年5月31日限り、その効力を失う。